

吉野川総合開発に関する 研修会に寄せて



井原 健雄
(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

筆者は、このほど、標題のような「吉野川総合開発に関する研修会」が、東京から来られたJICA(独立行政法人国際協力機構)の職員を対象として企画され、しかも、その最初の〈基調講演〉を、高松のJICA四国支部で担当することになったので、ここに、その趣旨説明と概要報告に加えて、私的所見の一端を披露させて頂くことにしたい。

まず、最初の問題提起として、何故にJICAの職員が、四国の「吉野川総合開発」に関心を寄せられて、しかも、わざわざ東京から四国の地まで訪ねて来られ、三日間の現地調査を含む集中的な研修会が実施されたのか、という素朴な疑問が指摘される。なぜなら、筆者にとってJICAとの関りは、かつてスエズ運河の拡幅事業に関わる〈国際協力〉のプロジェクトに参加して、現地調査をも含む研修活動として、スエズ運河庁の職員を対象として知的交流を深めた経験があるが、そのときの基本的な視点は、あくまでも〈国際協力〉であったからである。

とはいえ、今回の研修会に先立つ事前の情報交換等によって、いまや、かかる当方の固定的な先入観に対して柔軟に変更を加える必要がある、と痛感した。事実、直近のJICAの広報誌によれば、「〈すべての人が恩恵を受けるダイナミックな開発〉というビジョンを掲げ、多様な援助手法を使い、地域別・国別アプローチと課題別アプローチを組み合わせ、開発途上国が抱える課題解決を支援する」と明記している。また、JICAは、東京の本部に加えて、各地域に国内拠点を設置しているが、その「国内拠点は、開発途上国と日本の各地域を結ぶ懸け橋として、地域の特徴を活かした国際協力を推進するとともに、国際協力を通じて地域の発展にも貢献する活動を進めている」とのことであった。

それでは、何故に今回の研修会の〈基調講演〉を当方に対して依頼したのか、その趣旨を敢えて確認したところ、つぎのような説明がなされたのである。すなわち、「現在の四国が抱えている諸問題や課題について、また、それらを解決するために〈吉野川〉が果たす役割や期待について、是非ともその所見を話して頂きたい」とのことであった。また、その一方で「開発やその開発を進める上での阻害要因—あるいは、開発の影の部分となって、その恩恵をあまり受けない人たちの見解—などについても話して欲しい」との要

望があった。

そこで、相互のより詳細な意見交換を行った結果、最終的には、当方がかつて担当した「四国水問題研究会」(2006年～2013年)の「最終報告」を受けて、「四国の水問題の現状と課題—「経済学」的な見方と考え方—」と題するテーマで、当方の所見を述べさせて頂いた。

なお、「四国水問題研究会」としての「最終報告」は、「豊かで安全・安心な四国を引き継ぐために:水でつながる「四国はひとつ」」と題する【最終提言書】として、すでに小冊子として刊行されている。また、現在なお、国土交通省四国地方整備局からの〈ホームページ〉等でも検索可能であるので、その詳細を知りたい方には、その利活用を勧めたい。

また、研修会の当日、当方が行った〈基調講演〉の報告概要を記すと、つぎのとおりである。まず、はじめに「四国水問題研究会」とは何かについて、その設立の動機と目的を明らかにした上で、かかる研究会の過去7年間にわたる開催状況の説明に加えて、〈最終提言書〉の構成目次を1.四国の水問題を取り巻く状況、2.河川機能の使命と役割、3.吉野川の水と人との関わり、4.水を知り地域や人を結ぶために、にそれぞれ分けて説明した。また、吉野川の上流水源地域と下流受益地域の交流の事例紹介を行った上で、研究会からの提言を〈治水〉、〈利水〉、〈環境〉の各機能別に試みるとともに、〈水情報を知り、取り組みの評価と情報発信の提言〉を行った。その具体として、地域の活性化に向けた研究会からの提言として、〈四国水の日〉の設定や〈将来を担う子供たちの結び付き〉を強化するために、水源地域を「教育の場」として活用すること等も提言している。

そして最後に、当方の〈私的所見〉として、「水資源」についての見方を明らかにした上で、その最適配分の仕方について、「経済学」的な見方と考え方からの説明によって補足した。そのなかでも、とくに〈利水〉面に着目すれば、①農業用水は使用量が最も多いが、実証分析が不足している。②工業用水は、かなりの程度、水の有効利用が進められている。③生活用水は、価格機構がほとんど有効に機能していない、と述べた上で、〈正しい知識を共有することにより、政策志向の考え方に基づく検討と実践活動が望まれる〉と指摘した。

中央会だより 1

法人税の税務申告事務を学ぶ ～組合事務局代表者等研修会を開催～

本会は5月12日、本会研修室(高松市)において古川修税理士を講師にお迎えし、「協同組合等の法人税申告手続について」をテーマに組合事務局代表者等研修会を開催しました。

研修会には組合役職員ら35名が出席し、剰余金の処分方法や法人税申告手続きにおける注意点、税務申告書類の書き方についての説明が行われ、出席者は熱心に受講していました。



▲講師の古川税理士

■平成29年度税制改正の一部(平成29年4月1日以後に開始する事業年度)

■租税特別措置等(新設)

協同組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずる。

■中小企業等の貸倒引当金の特例

繰入限度額の割増しの特例。

公益法人等又は協同組合等については、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額に、その繰入限度額の112%を繰入限度額とすることが認められる。

中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書の添付が必要。

■所得拡大促進税制の見直し

- ・平均給与等支給額要件の見直し(大法人:前年度超→前年度比2%以上増)
- ・平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合の控除税額の拡充(雇用者給与等支給額の前年度からの増加額2%(中小法人:12%)を加算)

中央会だより 2

働き方改革の推進等に関する協力要請



▲要請書を受け取る村井専務理事(右)

6月2日、本会に対して、香川県知事、香川県労働局長、香川県教育委員会教育長、四国経済産業局長の連名で、働き方改革の実現、女性の活躍促進等に関する協力要請がありました。

本県の経済情勢は、個人消費は持ち直しており、設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな回復を続けています。雇用情勢につきましても、4月の有効求人倍率は1.72倍、正社員の有効求人倍率も1.15倍と高水準を維持し、改善しております。

一方で、若者が職場に定着できず早期離職している現状や、非正規雇用者が雇用者の3分の1を超え、不安定な雇用形態により経済的に自立することが難しい労働者が増加しているなど、様々な課題があります。

また、労働力人口の減少と、働く人々の価値観の変化により、仕事における創造性や生産性が働く人々の仕事への意欲に及ぼす影響が大きくなっており、ワークライフ

バランスの実現のために、長時間労働対策を含む、働き方の見直しが喫緊かつ重要な課題となっています。

今回、このような状況を踏まえ、本会を始め、香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会、香川県経営者協会の商工4団体に対し地域経済の持続的発展に向けた雇用対策を推進するため、働き方改革の推進等について協力を要請するものです。

つきましては、会員組合等におかれまして、傘下事業所に次の事項をご周知いただきますようご協力をお願いいたします。

- 1.働き方改革の推進について
- 2.積極的な人材育成と職場定着について
- 3.女性の活躍促進など多様な人材の雇用・活用について

個人情報保護法が改正されました

○平成29年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行

個人情報保護法は事業者の個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律であり、情報通信技術の発展、ビジネスのグローバル化等の時代の変化を背景に、平成27年9月に改正法が成立し、先月5月30日に全面施行されました。

○個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものです。(例:「氏名」、「生年月日と氏名の組合せ」、「顔写真」等)

また、指紋データ、パスポート番号、免許証番号、マイナンバー等も個人情報になります。

○改正のポイント

今回の法改正の大きなポイントは次の2つです。

1.個人情報保護委員会の新設

これまで事業者の監督はその事業分野を所管する主務大臣が行っていましたが、平成28年1月に個人情報保護委員会が設置され、今年5月30日の全面施行から事業者を一元的に監督する体制に変更されました。

2.小規模事業者の適用除外制度の廃止

これまでは取り扱う個人情報の数が5,000人以下の事業者は本法の適用対象である「個人情報取扱事業者」から除外されていましたが、今回の改正でこの制度が廃止となりました。

したがって、メールソフトのアドレス帳、スマートフォンの電話帳等を事業活動に利用している事業者であれば、個人情報保護法の順守が求められることとなります。なお、ここで言う事業者は法人格の有無や営利・非営利は問われないため、個人事業者はもちろん、NPO法人、自治会、同窓会、労働組合等の団体も対象となります。

○新しく対象となる事業者が守るべきルール

今回の改正で新しく個人情報保護法の適用となる事業者は以下の5種類のルールを順守する必要があります。

1.個人情報を取得・利用するときのルール

→ 個人情報を取得した場合は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く)

2.個人情報を保管するときのルール

→ 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

3.個人情報を他人に渡すときのルール

→ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得ること

4.個人情報を外国にいる第三者に渡すときのルール

5.本人から個人情報の開示を求められたときのルール

→ 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

○個人情報保護法質問ダイヤル

個人情報保護委員会では、個人情報保護法に関する疑問にお答えするための相談窓口を開設しています。

TEL.03-6457-9849

受付時間/9:30~17:30(土日祝日・年末年始を除く)

情報漏えい賠償責任保険(全国中小企業団体中央会)のご案内

個人(法人)情報漏えいの結果、加入者(被保険者・・・補償の対象者)が被った経済的損害(賠償損害・費用損害・ネットワーク危険その他特約条項)を補償します。

お問い合わせ先/香川県中小企業団体中央会 事業振興部

TEL.087-851-8311

全国中小企業団体中央会では、中小企業・小規模事業者や組合等連携組織が、新たな事業活動への挑戦や組織体制の見直し等を行う際の参考となるよう、知識や経験、ノウハウの移転・活用につなげることを目的に掲げ、都道府県中小企業団体中央会と連携し、課題解決等に先進的に取り組む組合活動事例について調査・分析、収集・普及を行っております。

平成28年度は、「地域活性化・地域社会への貢献」、「災害への対策・対応」及び「組合組織による生産性向上・取引力強化」の3テーマを取り上げ、「先進組合事例抄録」としてとりまとめています。

テーマ 組合組織による生産性向上・取引力強化

香川県電気工事業工業組合

工業高校生徒と意見交換を行い電気工事業界入職を図る



▲第1回意見交換会の様子



▲第2回意見交換会の様子

住 所：〒761-8083

香川県高松市三名町字東原30番7

電話番号：087-816-1433

U R L：http://www.chuokai-kagawa.or.jp/~denki-k/

設 立：昭和25年3月

出 資 金：38,931千円

主な業種：一般電気工事業

組合員数：683人

背景と目的

電気事業法が平成28年4月から改正され、さらに平成32年には発送電分離が想定されており、これに合わせて各組織や制度にも変化が予想され、本業界はこれまで経験したことのない激変の時期を迎えている。このような状況下、本組合では、諸事業の着実な取り組みを行うとともに、多くの若い人材が電気工事業界を志望し、また後継者が継ぎたいと思える魅力的な業界創りを目指そうと考えた。

事業・活動の内容と手法

電気工事業界は、工務店等の依頼を受けて日常の業務を遂行しており、若い人材との接点はほぼ皆無である。それゆえ、工業高校の生徒であっても、業界の存在自体をなかなか認識してくれていないのが実情である。そこでまず、工業高校生徒との意見交換会を実現すべく、平成27年6月に香川県立高松工芸高校に初めてアプローチした。そして、平成28年1月に同校授業の一環として、本組合青年部会と同校電気科の2年生40名との第1回意見交換会を開催した。その際に、参加した生徒に対してアンケートを実施、高校生の思っていること、感じていることが大変よく理解できた。そこで、この結果を

青年部会の有志で検討し、高校生に対する対応の仕方を十分に把握することができた。青年部会全体会での活動報告・反省等を行い、平成28年10月に第2回意見交換会の開催に至った。

当初は、会長を中心にとにかく実施にこぎ着けたという状況であったが、第2回では、青年部会員の参加も増加し、徐々に青年部会員ひいては組合員の理解が深まっているように思われる。香川県内には電気科を擁する高校が5校あり、各支部長に事業内容を理解してもらい、他の4校でも早急に意見交換会を実施したいと考えている。

成 果

高校生に対する対応の仕方を十分に把握することができたとはいえ、実践の場で青年部会員がきちんと対応できるかという点でまだ心配な面も残るため、接遇等のトレーニングを十分行う必要がある。

工業高校の生徒は地元就職志向も強いいため、本業界の魅力を存分に伝えて、入職を促進していく。さらに工業高専にもアプローチすることや、「電工ガール」という言葉が生まれているように、女子に対するアプローチも必要である。

事業・活動促進のキーファクター

会長を中心にもまず有志で取り組むことにより、フットワーク軽く高校生に対する対応の仕方を把握することができ、青年部会員にポイントを伝えられるようになったこと。

今回、ご協力いただいた香川県の事例を2件紹介します。また、収集した事例は全国中小企業団体中央会のホームページの「組合事例検索システム」で公開しています。
<http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/SearchPage.aspx>

テーマ 組合組織による生産性向上・取引量強化

庵治石開発協同組合

庵治石採石ズリの新用途を開発し、有効活用を図る



▲締固め実験の様子



▲採石場と採石ズリ

住 所：〒761-0130
香川県高松市庵治町6391番地176
電話番号：087-871-2384
U R L：http://www.chuokai-kagawa.or.jp/~ajisi/index.htm
設 立：昭和39年2月
出 資 金：32,565千円
主な業種：花崗岩・同類似岩石採石業
組合員数：39人

背景と目的

庵治石は日本を代表する最高級墓石材として広く認知されているが、採石ズリ(採掘作業時に発生する小石混じりの土)は、埋め立て用資材等として一部再利用されているが、収益性はほとんどないのが実情である。この採石ズリを「地盤強化に使えるのではないか」と太田代表理事が企画・立案し、事業がスタートした。

事業・活動の内容と手法

採石ズリの活用方法を検証するため、平成25年に地元の香川大学工学部と香川高等専門学校に相談し、翌平成26年7月からは四国産業・技術振興センターの「産学共同研究開発支援事業」の助成金を得て共同研究を実施した。この結果、採石ズリは一般的な地盤材料である花崗土よりも高い締固め密度と大きな支持力を持ち、沈下が少なく、宅地の地盤材料として優れており、さらに砂のみの地盤に比べて液状化を抑える効果もあり、地盤沈下しにくくなる効果を持つことが明らかになった。こうした特性を踏まえて、採石ズリを宅地地盤改良としての土工材料、液状化が発生しにくい地盤造成材料として商品化する可能性を見出した。そして、採石ズリを40～100ミリ

の「礫(れき)」、40ミリ以下の「選別ズリ」、100ミリ以上の「ズリ」の3種類に選別して販売を行うことになった。

成 果

太田代表理事は、日頃から地元大学等の研究機関関係者と信頼関係を築いており、研究機関へ相談を持ちかけることについては容易だった。そのような人的な関係作りが事業内容によっては重要となる。今後に予想される南海トラフ地震に対する備えとして本商品を大いに活用し、販路を拡大していく計画だが、近年各地で続発する地震に対しても抜本的対策となりうる事業であり、発展の可能性のあるものと考えている。











事業・活動促進のキーファクター

太田代表理事が日頃から大学等の研究機関関係者と緊密な信頼関係を築いており、研究機関との協力体制構築に障害が無かったこと。





地政学リスクが高まる中、原材料、 配送代金の値上げなどコストの増大傾向が続く

2017年4月

Industry Information

製 造 業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月から外国産小麦の価格改定に伴う小麦粉の価格改定が発表されました。6月26日工場出荷分から強力粉業務用25kg当たり155円の値上げ、中力粉・薄力粉同45円値下げ、内麦70円値上げとなります。(製粉製麺) ●出荷高は、前年同月比97.3%であった。(調理食品) ●平成28年(1~12月)の冷凍食品の生産について、日本冷凍食品協会より統計が発表された。それによると工場数は、対前年度99.2%と微減したものの、生産数量については、業務用101.6%・家庭用103.2%となり、合計では102.3%と増産されている結果となった。(冷凍食品) ●平成29年4月における組合員の業況は、前年同月比で8割程度であり、売上は減少していると推察される。当組合の3月期決算における利益状況は、4年振り(平成25~27年度は、生揚単価を下げたため利益状況は悪かった。)の好転となった。人員削減による人件費の減少及び輸入原料の円高傾向による価格下落が主な要因であった。利益が出てもキャッシュフローは減少傾向で資金繰りには苦労している。(醤油)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●春夏用UV手袋は、指無しタイプにおいては他業種の参入により出荷量の減少や低価格化が進んでいるが、五指手袋は、技術的な面も有り優位性を保っている。秋冬物の商談期に入ったが、例年になく遅れており、受注も小ロット化している。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴールデンウィーク前は受注が多いのだが、今年は例年になく少なかった。(縫製) ●量販小売店の海外仕入れ在庫が過剰であり、国内外の仕入れを抑えている。業界の業況は、悪化傾向である。(家具) ●製材は、昨年比で出荷は若干増。市場は、前年並みで若干上向き傾向にある。プレカットは、前年並みでやや弱含みである。(製材) ●住宅着工数の減少と共に一戸の住宅に占める木材の割合も減少しているため、依然として、業況は厳しい。(木材)
	印 刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●3月末までは駆け込み受注が多く、前年度増ではあるが、4月に入り新年度の受注が低調であり、トータルでは不変で推移した。紙の値上げについては、未だに県下組合員には打診はない様である。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●県下、各地域とも共販を継続している。課題として、今後の安定的共販継続のため、全県を視野に入れた取り組みが必要である。(生コンクリート) ●前年度の上半期は低調であった。今年度も同様かと思われる。しかし、期待感は否めない。(ブロック) ●組合員の事業体力が低下していくに連れて、組合本体も体力を失いつつある。退職者の補充要員が確保できず、雇用人員の問題も生まれている。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●年度末の駆け込み受注の反動があり、概ね生産には余裕があった。発注先の組織体制の変動等様々な環境変化に追随していかねばと、各社心機一転の年度始めであった。(鍍金)
	一般機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の製造業は、前年度に比べ工事量、売上共に減少傾向にある。県内の大型公共工事は、発注が少なく建築、土木に関連する鉄骨製品の加工、組立下請け企業は、昨年同期に比べ10%ほど生産量が減少している。好調な自動車関連の部品メーカーから受注が続く地場中小の機械加工、部品組立工場は、前年に比べ一時的に減少が見られたが、その後、持ち直し、平時の生産量が続けている。2017年までは受注残を抱えていた造船関連工業は、造船業が直面する景気減速による海上荷動きの減少と船腹過剰で新規の船舶建造は大幅な落ち込みである。2018年に向け工場の正常な稼働を期するため新規受注の獲得が急務となっている。反面、中小、零細規模の鉄工業所は、雇用に関して技術労働者を中心に人手不足が生じており、新規採用も難しいため引き続き有期契約社員の受入を進めている。(一般産業用機械・装置)
輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用人員は増加傾向であったが、4月に入り落ち着いてきた。(造船) 	
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●連休前から連休明けにかけて注文数は少し増加したように感じられる。しかし、大口の案件は少ないようだ。(団扇) ●4月の業況は、前月の二極化と違って全体で落ちています。小売業も就職・進学で数字が上がる月ですが、売上が上がりませんでした。大手問屋専門の事務所も今は減少しています。四国4県とも同じ状況です。(綿寝具) 	
非 製 造 業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月上旬は天候に恵まれ、野菜の出荷量も増えて少し安定した価格となった。(青果物) ●卸売価格が2円低下したことにより、小売価格に転嫁できなかった部分が解消した。昨年度は、7事業者8SSが廃業に追い込まれた。今後とも、低利益率が続くと思えることから、事業者の減少が続くと思われる。(石油) ●市況は厳しい状況が続いている。地域店も厳しいが、量販店もネットに客を奪われ厳しい。ネットだと言っても、全体的に物が動いていないから、少ないパイの取り合いだ。地域店にとって今後、何が大事なのかは、来店してもらうことに尽きる。今のご時世、新規客の開拓さえ、ままならないものだ。(電機)

4月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-31.3ポイントで前月調査の-33.4ポイントから2.1ポイントの改善となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-20.9ポイントで前月調査の-16.7ポイントから4.2ポイントの悪化となった。収益DI値は-25.0ポイントで前月調査と同様の結果となった。北朝鮮情勢の緊迫化に伴う地政学リスクが高まる中で、原材料、運送コスト等の上昇が続き、中小企業の先行きは予断を許さない状況にある。

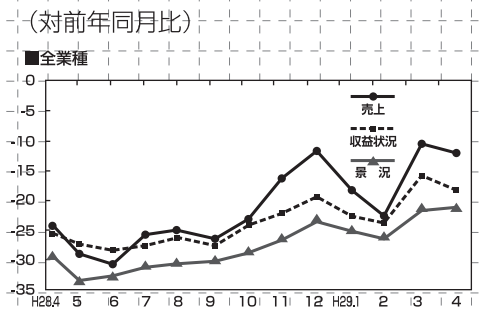
非製造業	 <p>●4月後半の週末は、インバウンド客が春節時期より多く、通りは大いににぎわいが見られた。韓国への渡航を控え、日本に切り換えたものと思われる。季節らしい暖かさとなり、アパレルも漸く数字がついてきた。全体的にも消費マインドは高くなってきていると思われる。しかしながら、現実的にはECとの競合が避けられず、一部のアパレルや雑貨はネットに注文が流れている。前年比では必ず実店舗売上が下回る状況が続いており、底を打つ気配もない。余程、商品やサービスで特徴が出せなかったり、体験性やエンターテインメント性のない無店舗だけの商売は、かつて町中にもあった八百屋や銭湯のように時代に取り残され消えていくのかも知れない。(高松市)</p> <p>●今月は通町のスーパーの改装工事が終わり、4月20日より新装オープンしました。改装中は、片原町駅前のスーパーの買い物客も移動して人通りも多く感じましたが、オープン後、人の流れも変わり減少しました。月末は、ゴールデンウィークに入りましたが、天気も良く、郊外に出て行く形になったようです。(高松市)</p> <p>●原材料等の値上げ分が販売価格に転嫁できない。芝居町商店街のアーケード撤去の動きがある。商店街近辺の住宅地の区画整理を行政と行うつもりである。(坂出市)</p> <p>●相変わらず「消費の勢い」は弱いと言わざるを得ない。34年使った組合事務所が老朽化のため、移転を余儀なくされた。事務所に情報発信・サロン・よろず相談などの機能を持った施設を併設した。軌道に乗るには少し時間がかかると思うが、商店街もこれまでにない「新しい機能・役割」を作っていかなければいけないと考える。商店街に唯一残っていた八百屋が、店主の高齢化のため閉店した。高齢者の少量一点買いの店がなくなるのは困ったことだと思う。(丸亀市)</p>
	 <p>●職人及び現場管理等技術職の人間が不足している。年度末も終わり、一端受注も下火になった。今後の営業活動に力を入れる予定である。(ディスプレイ)</p> <p>●4月も、宿泊は対前年比より落ち込みを見せた。全般的にビジネスは1割程度増加しているが、観光関係の顧客が少し落ち込んでいる市況である。ゴールデンウィークは、5月3日、4日に集中しており、振るわない状況である。(旅館)</p> <p>●美容室の現状は、美容師志望の若者が減ってきて、裏腹に美容室は増え続けている。美容室間の競争激化で求人においても激化が起きている。(美容)</p>
	 <p>●本年度の県及び高松市の公共工事予算は、昨年までの大型工事物件の完了に伴い若干減少の見込みである。また、ここ数年、国土交通省を中心に工事発注の標準化を進めているが、香川県内においての取り組みは、まだまだ遅れているように思われる。(総合建設)</p>
	 <p>●地方の景気回復の遅れ等により、長期的に運賃収入、輸送人員が減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。乗務員不足が深刻化するとともに、高齢化が進んでおり、事業継続が懸念される状況にある。このため、輸送需要が集中する時間帯に、十分に対応できない状況にある。一方、近年増加している外国人観光客がタクシーを利用される場合があり、明るい材料である。(タクシー)</p> <p>●平成29年3月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、3.3%増となり、対前月比では14.8%増となった。平成28年度累計での対前年度比は、1.7%増となった。また、3月分利用車両数の対前年同月比は、3.9%増となり、年度累計での対前年度比は、1.7%増となった。(トラック)</p> <p>●4月1日より、有料道路通行に関して、NEXCO・JB本四高速等における車両制限令(道路法)違反車両の取締りが強化され、困惑しているところである。車両制限令では、長さ(12m)、幅(2.5m)、高さ(3.8m指定道路は4.1m)を超える車両は通行許可なしでは走行できない。通行許可証の交付は、申請から早くても1カ月を要すると言われている。違反を重ねた事業者は、新ETC割引での最大割引率50%が受けられなくなる。組合全体での割引制度も停止される可能性がある等、大変厳しくなっている。(貨物)</p>

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品		
	繊維・同製品		
	木材・木製品		
	印刷		
	窯業・土石製品		
	鉄鋼・金属製品		
	一般機器		
	輸送用機器		
	その他		

	売上高	収益状況	業界の景況
非製造業	卸売業		
	小売業		
	商店街		
	サービス業		
	建設業		
	運輸業		
	その他		

全国集計によるDI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利払い方法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金用途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進捗報告書」もご提出いただけます。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052
高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	新たに事業を始める方または事業を開始して税務申告2期未満の方
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額
ご返済期間	各貸付制度に定めるご返済期間以内
利率(年)	各融資制度に定める利率-0.2% ただし、女性または35歳未満の方およびUターン等により地方で創業する方(注)は各融資制度に定める利率-0.3% (注)Uターン等により地方で創業する方とは、仙台市、東京23区、名古屋市、大阪市、福岡市(以下、都市と言います。)に居住または勤務している方で、都市以外で創業する方をいいます。ただし、東京23区に居住または勤務している方については、東京23区を除く都市で創業する場合も含まれます。

○新事業活動促進資金(経営強化関連)の概要(国民、中小)

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
資金用途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(2年以内)
利率(年)	基準利率 ただし、設備資金(土地に係る資金は除く)については、①国民生活事業は7,200万円まで、②中小企業事業は2億7,000万円まで、それぞれ基準利率-0.9%

○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金用途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間(うち据置期間)	10年超15年以内(3年以内)
利率(年)	ご融資額 2億7,000万円以下 0.16~0.35%(* 2億7,000万円超 0.31~0.50% (H29.5.24現在) (*資金用途により2億7,000万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

NEWS
1

新作見本市を開催

香川県漆器工業協同組合

5月17日、18日に香川県漆器工業協同組合主催、香川県家具商工業協同組合協賛により全国の卸・小売業者(バイヤー)を対象に「第80回香川の家具とぬりもの新作見本市」がサンメッセ香川(高松市)で開催されました。

組合員である漆器や家具のメーカーら37社がブースを設け、木目を生かしたダイニングテーブルやこたつ、漆の伝統技法を駆使した引き出し棚や盆のほか、現代的なデザインを取り入れた食器など約3000点がずらりと並び、全国から訪れたバイヤーらは、製品担当者の説明を聞きながら熱心に商談をしていました。

また、5月19日から21日は同会場にて一般消費者向けに「家具と漆器フェア2017」が開催され、赤や緑、ピンク色のカラフルな皿やコップ、アクセサリなど現代風にアレンジされた小物商品が多く並び、来場者は商品を手にとって使い勝手を確かめながら品定めをしていました。



▲伝統技法がひかる



▲現代風にアレンジされた小物商品

中小企業大学校研修の御案内

- タイトル 経営基盤を強くする資金計画
- 日時 9月20日(水)～22日(金) [3日間]
- 会場 中小企業大学校関西校(兵庫県神崎郡福崎町高岡)
- 対象者 経営幹部(部長、工場長、部門長クラス(経営後継者含む))、管理者(課長クラス)
- 受講料 31,000円(税込)
- 定員 20名
- 研修のねらい この研修では、持続的成長を目指すため、企業経営における資金の重要性、収益との関係について学ぶとともに、資金調達や資金繰りの基本的な考え方、資金繰り表の作成方法について演習を交えながら学びます。
- 講師 長尾公認会計士事務所 代表 公認会計士 長尾 義敦
アクセルパートナーズ株式会社 公認会計士 齋竹 互
- 詳細情報 <http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/details2017/100555.html>
- お問い合わせ先 中小企業基盤整備機構近畿本部 中小企業大学校関西校
兵庫県神崎郡福崎町高岡 TEL.0790-22-5931

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	劇場	又吉直樹	新潮社/1,404円
2	非産運用 捨てられる銀行2	橋本卓典	講談社/864円
3	儒教に支配された中国人と韓国人の悲劇	ケント・ギルバート	講談社/907円
4	応仁の乱	呉座勇一	中央公論新社/972円
5	蜜蜂と遠雷	恩田陸	幻冬舎/1,944円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）

